

「振動規制法に基づく規制地域及び規制基準の告示(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 1 人
- 2 意見等の件数 3 件
- 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 0 件
- 4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	規制地域の見直し理由の一つが都市計画用途地域と振動規制地域を一致させることになっていきます。塩谷トンネル付近はこれで良いと思いますが、他の地域はどうかと疑問に感じます。地図を見ると実際に人が住んでいるのに指定されていない地域が見られます。用途地域との一致にこだわらずに、生活の実情を調べた上での地域変更も調査・検討を行った方が良いのではと思いました。	振動規制法において、規制地域の指定は、用途地域と一致させることが原則となっていますが、住居等が集合している地域や病院等の静穏を要する地域については、用途地域の定められていない地域においても当該地域の土地利用の実態を勘案して、適切に地域の指定を行うこととされています。
2	築港臨港地区周辺は平成25年ですすでに病院等の利用があったにも関わらず、今まで規制地域変更がなされて来なかったことに不安を感じました。規制の有無は日常生活への影響が小さくないと思いますので、できれば土地利用状況の変化都度の見直しを最低でも1年に1回は行って欲しいと思います。	御意見いただきましたとおり、規制地域の指定に当たっては、各地域の実情に鑑み、適宜整理してまいりたいと考えています。
3	朝里川温泉地区の変更理由が「新幹線騒音の環境基準の類型を当てはめる地域」となっていますが、誤字ではないでしょうか。	環境基本法における環境基準は、新幹線騒音に係る項目が設定されていますが、振動に係る項目は設定されていません。しかしながら、特別養護老人ホーム朝里温泉周辺は、新幹線のトンネル出口と近接していることから、今後の新幹線トンネル建設工事等の影響を鑑み、騒音規制法における規制地域の指定に合わせ、振動規制法における規制地域の指定を行うものです。
4		
5		

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。